

令和3年（2021年）9月13日

小田原市立小・中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

9月27日（月）以降の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

小田原市立小中学校では、新型コロナウイルス感染症がデルタ株への置き換わりにより児童生徒等を含む若年層への感染拡大が懸念されることから、9月1日（水）から9月24日（金）までの期間は午前中のみ短縮授業としております。

この度、神奈川県を対象とした緊急事態宣言が今月末までに延長されたことや地域の感染状況などから、9月27日（月）以降の教育活動等について、次のとおりとしましたのでお知らせします。

保護者の皆様には、引き続き御心配や御不便をおかけすることとなりますが、子供たちの学びと健やかな育ちを保障していくためにも、御理解、御協力くださるようお願い申し上げます。

なお、国の緊急事態宣言や地域の感染状況等により、本日のお知らせの内容を見直す場合には、改めてお知らせいたします。

1 家庭内での感染防止対策の徹底について

緊急事態宣言が発出されていること及び小田原保健福祉事務所管内の感染者状況から、当面の間、健康観察票に御家族の健康状態を記入いただくとともに、児童生徒本人又は同居家族に発熱等の風邪症状等が見られる場合には、登校を控えてくださるよう御協力をお願いします（この場合は出席停止（※）となります。）。

また、不要な外出を控え、引き続き家庭内での感染防止対策を継続してください。

※ 出席停止は、感染症の予防等のための措置で、欠席とは異なります。

2 教育活動について

(1) 授業について

①【9月27日（月）から9月30日（木）まで】

午前中授業のみ

給食あり

②【10月1日（金）以降】

学校ごとに日課を決定します

給食あり

- ・可能な限り密を避け、マスク着用と換気を徹底します。
- ・当面の間、感染リスクの高い教育活動の実施を見合わせます。

※ なお、国府津中学校は、10月1日（金）から午後の授業を行います。

(2) 部活動

①【9月27日（月）から9月30日（木）まで】 原則休止とする。

※大会等の参加により、短時間での活動を認める場合があります。

②【10月1日（金）以降】 活動を再開する。

※しばらく部活動を休止していたことに配慮して、段階的に活動を再開します。

また、当面の間、感染リスクの高い活動の実施を見合わせます。

※体調面での不安や感染症に対して不安を感じている場合は、参加を控えるなど各家庭で御判断ください。

3 学習支援について

(1) 学習用端末の持ち帰り（貸与）

学習用端末の持ち帰り（貸与）期間を9月30日（木）まで延長します。対象となる学年等の詳細については学校から別途お知らせします。

(2) 自宅待機が必要な児童生徒及び登校を控える児童生徒等への学習支援

陽性者や濃厚接触者として自宅待機（療養など）となった児童生徒や、感染の不安等から登校を控える児童生徒等には、学校が個別に学習の支援（学習プリント等の課題の提示、授業のライブ配信など）を行います。詳細については、担任又は学校に御相談ください。

（この場合、出席停止となります。）

また、10月1日（金）以降、午前の授業を受けた後、給食を食べずに下校する児童生徒には、個別に午後の学習の支援を行います。詳細については、担任又は学校に御相談ください。

（この場合、早退として扱いません。）

4 給食が不要な場合の取扱いについて

登校を控える場合、登校するが給食は食べずに帰宅する場合など、次の①、②のいずれか又は両方の期間の給食が不要な場合は、9月15日（水）16時までに「学校給食辞退届」を担当あて御提出ください。なお、「学校給食辞退届」を提出できない場合は、学校あてに電話で申し出てください。

①【9月27日（月）から9月30日（木）までの全ての給食】

②【10月1日（金）以降の全ての給食】

※ 詳細は別紙にて御案内いたします。

※ 下校時の安全を最優先に考え、給食を食べずに下校する児童のお迎えをお願いします。

どうしてもお迎えが難しい場合は、各小学校（担任）までご相談ください。

5 放課後児童クラブについて

引き続き、放課後から19時まで開所します。

9月27日（月）以降に給食を不要とした場合は、弁当を御用意いただくとともに、放課後児童クラブあて御一報ください。

事務担当

感染防止等学校保健に関すること	学校安全課	33-1691
給食に関すること	学校安全課	33-1694
教育課程全般に関すること	教育指導課	33-1684
放課後児童クラブに関すること	教育総務課	33-1731

保護者 様

小田原市立国府津中学校
校 長 市川 嘉裕

小田原市立小・中学校における9月27日（月）以降の給食について（通知）

学校給食の運営については日ごろより御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

9月27日（月）以降の学校給食について次のとおりお知らせいたします。

（本校では、10月1日（金）から午後の授業を開始します。）

1 給食が不要な場合

保護者からの申し出により9月27日（月）以降の給食を不要とする場合は辞退を可能といたします。

（1）辞退が可能な場合 ア 登校を控える場合

イ 登校するが、給食は食べずに帰宅する場合

（2）辞退が可能な期間 ア 9月27日（月）から9月30日（木）までの全ての給食

イ 10月1日（金）以降の全ての給食（再開の場合は下記6を参照）

※ 上記ア、イのいずれかもしくは両方

2 給食費の取扱いについて

給食を辞退される場合は、届け出によりこの期間の給食費は不要となります。（年度末の給食費で調整します。）

3 届出期限 令和3年9月15日（水）16時 厳守

届出期限を過ぎた場合には、食材の発注の関係上対応できないため、取扱いができませんので御了承ください。辞退される場合は、必ず期限内に届出をお願いします。

4 届出方法 以下のいずれかの方法で届出をしてください。

（1）下記 「学校給食辞退届」を学校の担任に提出してください。

（2）「学校給食辞退届」を提出できない場合は、学校宛てに電話で申し出てください。

5 届出先

学校

6 給食辞退者の再開について 別紙参照

----- き り と り 線 -----

学校給食辞退届

令和3年 月 日

学校長 あて

[クラス 年 組 児童生徒氏名]

※下記いずれか、もしくは両方に○をつけてください。

() 9月27日（月）から9月30日（木）までの間に実施される全ての学校給食を辞退します。

() 10月1日（金）以降の全ての学校給食を辞退します。

[保護者氏名

]

※令和3年9月15日16時 まで（届出期限厳守）に担任に提出してください。

※下校時の安全を最優先に考え、給食を食べずに下校する児童のお迎えをお願いします。

どうしてもお迎えが難しい場合は、学級担任まで御相談ください。

給食の再開の申し出について

10月1日（金）以降の給食を再開する場合は、次のとおりとします。

1 給食の再開を行う場合

再開希望日の前週月曜日までに下記「学校給食再開届」を提出してください。

2 届出方法 次のいずれかの方法で届出をしてください。

（１）下記 「学校給食再開届」

（２）「学校給食再開届」を提出できない場合は、学校宛に電話で申し出てください。

3 再開日について

申し出の翌週の月曜日から給食が再開となります。

4 具体例

（１）10月 4日（月）から再開	→ 申出期限	9月27日（月）まで
（２）10月12日（火）から再開	→ 申出期限	10月4日（月）まで
（３）10月18日（月）から再開	→ 申出期限	10月11日（月）まで
（４）10月25日（月）から再開	→ 申出期限	10月18日（月）まで

5 届出先

学校

----- き り と り 線 -----

給食再開届

令和3年 月 日

学校長 あて

[クラス 年 組 児童生徒氏名]

給食の再開を申し出ます。

再開日 () 月 () 日 (曜日) から

[保護者氏名]

※毎週月曜日からの再開になります。再開を希望する週の前週の月曜日までに担任に提出して下さい。

※上記4 具体例を御参照ください。